

2024 年 4 月

訪問介護事業所の皆様へ

訪問介護費引き下げを撤回し報酬改善の再改定を実現させるために

アンケート及び要請書へのご協力をお願い

大阪社会保障推進協議会(大阪社保協)

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2

osakasha@poppy.ocn.ne.jp

今年 4 月の介護報酬改定で、ほとんどのサービスの報酬が上がったのに訪問介護費は 2～3%引き下げられました。この報酬引き下げは、深刻な人手不足に陥っている訪問介護事業は、ますます求人難になり、ホームヘルパーの退職や事業所の縮小・撤退を招き在宅介護の担い手がなくなります。

私たちは、国（厚生労働省）に対し、早急に介護報酬の「再改定」を行い、訪問介護費の引下げを撤回し、報酬を引き上げることを国に求めたいと思います。

訪問介護費は、厚生労働省「告示」で決められるものであり、国会での議決は不要であり、厚生労働大臣が決断し、財務大臣が認めれば改定できるものであり、改定時期も法律では決まっておらず、「再改定」することは可能です。要は、多くの皆さんが声を上げ、現場の深刻な実態を厚生労働省に届け、再改定が必要であることを理解してもらえるかどうかです。

そのために、訪問介護事業所の実態と現場の声を社会に知ってもらい、国に届けることが必要です。

○訪問介護事業所アンケートにご協力ください（集計し公表するとともに国に届けます）

○厚生労働大臣・財務大臣宛の「報酬再改定を求める要請書」にご協力ください（まとめて国に届けます）

お忙しいところ恐縮ですが 5 月 15 日までに大阪社保協 06-6357-0846 宛 FAX にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

訪問介護事業所緊急アンケート

介護報酬引き下げで訪問介護事業はどうなりますか

2024年4月 大阪社会保障推進協議会

訪問介護事業所の皆様の声を 厚生労働省に届け、再改定を求めます

国は、今年4月の介護報酬改定で、訪問介護費を2～3%引き下げました。深刻な人手不足に陥っている訪問介護事業は、ますます求人難になり、ホームヘルパーの退職や事業所の縮小・撤退を招くことが危惧されています。しかし国は、こうした実態を十分に把握していません。

私たちは、国（厚生労働省）に対し、早急に介護報酬の「再改定」を行い、訪問介護費の引下げを撤回し、報酬を引き上げることを国に求めたいと思います。そのために訪問介護事業所の実態を広く明らかにするためのアンケートを実施することになりましたので、ご協力をお願い申し上げます。

（このアンケート結果は、大阪社会保障推進協議会ホームページで公表するとともに、厚生労働省に届けます。なお、完全に匿名で集計処理しますので安心してお答えください）
なるべく、右下のQRコードから、アンケートにお答えください。

1 訪問介護の介護報酬が引き下げられたことについてお伺いします。

(1) 訪問介護の介護報酬が引き下げについてどう思われますか。

①納得できない ②納得できる ③どちらでもない ()

(2) 訪問介護の介護報酬が引き下げで考えられる影響（複数回答可）

①事業所の経営が苦しくなる

②ホームヘルパーの賃金改善が難しくなる

③ホームヘルパーの意欲・モチベーションが下がる

④ホームヘルパーの募集が困難になる

⑤ホームヘルパーの離職につながる

⑥その他 ()

(3) 介護報酬引き下げについてのご意見をお書きください

2 事業所の現状についてお伺いします。

(1) 訪問介護事業所で困っていることはありますか？

①困っている ②困っていない

(2) 困っていることがある場合、困りごとは何でしょうか？（複数回答可）

①人員不足

②ホームヘルパーの高齢化

③募集しても人が来ない

④管理者やサービス提供責任者が忙しすぎる

⑤ホームヘルパーの給与が安い

⑥利用者・家族との対応

⑦ケアマネジャーや関係事業者等との連携

⑧その他 ()

(3) 現場から国に対して伝えたいこと。国に望むこと

以下のQRコードから
アンケートの
入力をお願いします。↓



協力ありがとうございました。

5月15日（水）までにFAX06-6357-0846へ送信して下さい

厚生労働大臣 武見敬三 様

財務大臣 鈴木俊一 様

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める要請書

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で1.5・5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

私たちは、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを強く求めます。

私が伝えたいこと(現場の実態を知ってください)

事業所名・団体名・個人名

所在地・住所

氏名

〇〇議会 議長 殿

請願(陳情)者

住所

氏名 〇〇社会保障推進協議会 〇〇 〇〇 印

紹介議員(陳情の場合は不要) 印

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願(陳情)書(モデル案)

【請願(陳情)趣旨】

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で1.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月額7500円、25年度に月額6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願(陳情)いたします。

【請願(陳情)項目】

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと